岩手県告示第42号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成27年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		
名称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	変更年月日
海 柳 	変更前	変更後	14 例	月11年地	
特定非営利活動法人宅老所えんどり	紫波郡紫波町桜町 字才土地1番地	紫波郡紫波町二日	宅老所えんどり古 館指定通所介護事 業所	紫波郡紫波町二日	平成20年4月21日

2 小規模多機能型居宅介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		
名称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	変更年月日
海 柳 	変更前	変更後	4 你	別往地	
	紫波郡紫波町桜町 字才土地1番地	紫波郡紫波町二日町字山子36番地2	えんどり小規模多 機能型居宅介護事 業所	紫波郡紫波町二日 町字山子36番地2	平成20年4月21日

3 介護予防通所介護

介護予防事業者			介護予防事業所		
夕 新	主たる事務所の所在地		名 称	元 <u>大</u> 业	変更年月日
名 称	変更前	変更後	名称	所在地	
	紫波郡紫波町桜町 字才土地1番地	紫波郡紫波町二日	宅老所えんどり古 館指定通所介護事 業所	紫波郡紫波町二日	平成20年4月21日